

## 大分大学医学部附属病院救急蘇生教育部会内規

令和3年7月29日制定  
令和3年医学部附属病院内規第4-2号

### (趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院救急蘇生等委員会細則（平成31年医学部附属病院細則第4-6号）第9条第2項の規定により、大分大学医学部附属病院救急蘇生教育部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (検討事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 院内BLS講習会に関する事。
- (2) 院内インストラクター養成に関する事。
- (3) その他救急蘇生教育に関し必要な事項

### (構成)

第3条 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高度救命救急センターの医師又は救急医学講座の教員 若干人
- (2) 循環器系の医師 若干人
- (3) 副看護部長 1人
- (4) 医療安全管理部担当看護師長
- (5) その他委員長が必要と認める者

2 前項第1号から第3号まで及び第5号の構成員は、救急蘇生等委員会委員長が指名する。

### (任期)

第4条 前条第2項の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長)

第5条 部会に部会長を置き、構成員の互選により選出する。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する構成員がその職務を代行する。

### (代理出席)

第6条 議長は、構成員が都合により部会に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該構成員が指名した代理者を部会に出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を部会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 部会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和3年7月29日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に指名される第3条第1項第1号から第3号まで及び第5号の構成員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。